



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コーンウォリス=システム批判論の形成
Author(s)	高畠, 稔
Citation	北海道大學文學部紀要, 17(1), 1-40
Issue Date	1969-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33328
Type	departmental bulletin paper
File Information	17(1)_PR1-40.pdf



コーンウォリスⅡシステム批判論の形成

高 畠

稔

目 次

- 一 まえがき
- 二 ザーミンダーリー永代定租制と農民の權益
- 三 一七九九年条令七号の実施の状況
- 四 状況の認識と解決策
- 五 一八一二年条令五号
- 六 トマスIIシッソンの報告書
- 七 カーヌーインゴー復活論
- 八 むすびにかえて

コーンウォリスシステム批判論の形成

高 島 稔

一 まえがき

十八世紀後半ベンガルにおいて成立したイギリス東インド会社のインド支配は、一七九三年のコーンウォリス改革によってひとつの形態を確立したが、その時点以後における会社の領土拡張、会社自体の諸条件の変化、およびイギリスの国内諸情勢の推移に伴って、いわゆるコーンウォリスシステムは内外の批判を受け、あるいは修正され、あるいは形態を異にする統治組織へと転換するに至った。

コーンウォリスシステムと称される統治制度は、いわゆる「法の支配」と資本主義的な商品経済を基礎とする自由競争原理とに立脚して、インドの植民地としての開発・支配を進めようとしたものであつて、その骨子は、(一)行政権と司法権とを分離し、行政権の最末端には収税官 (Collector) を、司法権の最末端には裁判官 (Judge-Magistrate) をそれぞれ県 (District) ごとに任命し、同一人格をして両職を兼帯せしめない、(二)土地の私的所有権を旧来のザミール、フズーリー、タアルクダールその他の大規模土地領有者層に付与し、かつ土地所有者が国家 (植民地政府) に納入する地租額を永代的に固定する (ザミンダリー永代定租制)、(三) ライヤーを法律上の借地人とし、

地主・借地人関係は文書契約に立脚させる、(四)土地の所有権・借地権をめぐる紛争は、裁判所が条令 (Regulation. 立法権者は「参事会における総督」) に依拠して審理決定する、(五)統治機構上の責任ある地位はイギリス人をもって占める、ということにある。これは、行政と司法との結合、小土地所有制、インド人の官職登用などを特徴とする、主としてトマス・マンローの構想にかかる統治組織と並んで、イギリスのインド支配の二大潮流をなしてきたものであった。

所でこの統治組織の修正ないし変革について、これまでおよそ二通りの解釈がなされている。第一は概説的な見解であるが、異なった統治組織、殊にその中枢をなす地租制度は、会社領に新たに編入されたそれぞれの地方の在来土地制度の多様性に対応して成立した、とするものである。つまり、ザミーンダリー制をベンガルで既に展開していた大土地所有——その具体的な内容や認定の仕方の問題は残るが——に、ライヤットワリー制を南インドにおけるベンガルの大土地所有の欠如や農民的土地所有権の強さに、マウザワリー (マハールワリー、パッティダリー) 制を北インドのいわゆる共同体による土地所有に、それぞれ対応する地租制度である、と理解するものである。第二は最近の傾向に属するが、イギリス本国における思想潮流の交替やインド派遣の軍人行政官層における新思潮の形成を、統治組織再編成の知的基盤として重視するものである。つまり、コーンウォリス・システムの知的基盤としてジョン・ロックに淵源するホイッグ的社会理論、ウィリアム・ブラックストーンの社会理論、重商主義、重農主義の経済学説等々を指摘し、十九世紀の異なった統治組織の知的基盤を、トマス・マンローその他のロマンティズムとパターナリズム、ウィリアム・ウィルバフォースらの福音主義、トマス・バビントン・マコーレーらの自由主義、ジェレミ・ベンサムとジェームズ・ミルの功利主義、デイヴィッド・リカードの経済学などに求める見解

である。コーンウォリスシステムを克服して新たな統治制度を導いたのは、パターナリズムとロマンティズムの潮流と功利主義の潮流とされる。⁽²⁾

上記二様の解釈は、事態のある側面に限って考えれば確かに首肯されるべきものであって、殊に後者は植民地支配の思想史的研究を開拓したという点で画期的であるが、ともに未だ多くの疑問の余地を残している。⁽³⁾

第一の見解は、事態をむしろ *post festum* に理解したものでしかない。もし大土地所有を云々するのであれば、ベンガルのザミーンダールにかなりの類似点をもつ南インドのポリガールを捨てることはできず、農民の土地所有に言及するのであれば、ベンガルのクドゥカーシュトラーイヤーットを忘れるべきではない。「村落共同体」に着目するのであれば、それがまず行政文書に現われるのは、南インドにおいてであり、しかもそこではライヤーットワリー制が施行されたことを説明しなくてはならない。⁽⁴⁾ このような点で、第一の見解は充分な説得力を持たないと考えられる。⁽⁵⁾

第二の見解では、ひとつの統治組織、従ってひとつの政策はそれに対応する知的基盤、つまり諸思潮に関係させられる。換言すれば、思想や学説から政策が導き出され、それが統治組織に結実する。そして政策の転換、従前の統治組織の修正や新たなそれへの移行は、もっぱら知的基盤の推移を通してのみ説明される。この見解の欠陥は、従前の政策、統治形態がその実施過程において自らの内に見出すに至った矛盾の解決の方便として、次の政策、統治形態が企画される、という観点をもたないことであり、譬喻的にいえばイギリスの対インド政策、インド統治組織は、イギリス人の思想・学説を変数とする函数関係においてしか把握されていない。ここでは植民地支配の連続性は充分には把握されず、政策の転換、統治組織の再編成を必然ならしめる本国の収奪強化の要求、あるいは植民地支配下におけ

るインド社会内部の階級的矛盾の發展——これは広義には支配者と被支配諸民族との矛盾の一環をなす——という要因は、完全に捨象されてしまふ。⁽⁶⁾

私の考えを多少予知的に述べるならば、政策転換は政策主体が同一である限り常に、先行する政策の破綻への救済措置たる性格を免れないものであり、そのような意味では政策の実務担当者の判断が転換の重要な契機に数えられなければならない。東インド会社のインド統治は周知のように、インド諸地方の県(District)段階の行政官・裁判官から州(Presidency)政府の該当局へ、各当局からベンガルでは〈参事会における総督(Governor-General-in-Council)〉、マドラス、ボンベイでは〈参事会における知事(Governor-in-Council)〉へ、そしてそれからロンドンの会社取締役会へという報告・請訓のための送信と、上記の系統を逆流する訓令・意見徴取のための送信とで連絡された、極めてユニークな書面審理行政とでもいふべき機構に支えられたものであった。もとより最終的な決定権は取締役会にあったが、それとても絶対的に専擅的なものではなくインド現地の問題状況についての一定の理解をふまえていたのである。

小稿では、十九世紀初期における土地Ⅱ地租政策の転換を、県段階の実務担当官によるコーンウォリスⅡシステム批判を通して検討し、昨今の思想的的研究の欠を多少とも補いたいと考える。そのためには、対象地域をザミーンダーリー一定租制の施行されたベンガル・ビハールに、年代を功利主義学説がインド統治に影響をもつに至る、つまりミル登庁の一八一八年——翌一九年にはバターンナリストかつロマンティシストのマンローとエルフィンストンとが、それぞれマドラスとボンベイとの知事となる——に、それぞれ限定するのが方法として有効であらう。

コーンウォリスシステム批判論の形成

〔註〕

- (1) 例えは、B. H. Baden-Powell, *The Land-Systems of British India*, vol. 1, London, 1892, pp. 291, 299; G. B. Jathar & S. G. Beri, *Indian Economics, A Comprehensive and Critical Survey*, 9th edn., vol. 1, O. U. P., 1949, p. 358; V. Anstey, *The Economic Development of India*, 4th edn., new imp., 1954, p. 98. など、多くは同じような理解を示す。
- (2) 包括的な研究としては、E. Stokes, *English Utilitarians and India*, O. U. P., 1959. が、ベンガルのみについては、R. Guha, *A Rule of Property for Bengal*, Paris—The Hague, 1963. が、ボンベイのみに「つづき」K. Ballhatchet, *Social Policy and Social Change in Western India*, 1817—1830, O. U. P., 1957. が、マドラスのみに「つづき」T. H. Beaglehole, *Thomas Munro and the Development of Administrative Policy in Madras*, 1792—1818, C. U. P., 1966. が、それぞれあげられ
- (3) 第二の研究傾向に対する私の考え方は、かんたんには R. Guha, *op cit.* の書評（『東洋学報』四九—三、一三八頁以下）の中で述べた。松井透「近代西欧のアジア観と植民地支配論—イギリスのインド支配をめぐって—」（『思想』五三〇）末尾の思想類型論批判をも参照。
- (4) ポリガールについては、上条安規子「十九世紀以前の *Potigar* に関する一考察—*Mysore* に於ける *Potigar* の「階層」」（『史学』三）が唯一の邦語文献である。他 は、むしろあたり、B. H. Baden-Powell, *The*

Indian Village Community, Repr., New Heaven, 1957, pp. 167—168; T. H. Beaglehole, *do cit.*, pp. 38—40, 59—69. をみよ。

(5) マドラス州では最初からライーヤットワリー制が試みられていたが、一時期後退して「村請け」（*Village Lease*）制を採用している（N. Mukherjee, *The Ryotwari System in Madras*, 1792—1829, Calcutta, 1962, p. 65 f.）。マドラス州の土地と地租政策形成過程では、担当官の現状認識とそれを支える理念が大きな役割を果たしていることは否めず、その意味では第二の見解を採用することもある有効である。

(6) 上に指摘したことは別に、多くの問題を地方別にのみ扱って各地方間の関連にあまり注意を払わないのが、今までのインド植民地時代史研究のひとつの欠点であった。

たとえばマドラスのライーヤットワリー制が本国当局者公認の政策となった理由については、本国の監督局や会社取締役会の人事異動によりトマス・マンローと親しい人々が登用されたことが、重視されているが（C. H. Philips, *The East India Company*, 1784—1834, *Repr.*, Manchester, 1961, pp. 201—204; N. Mukherjee, *op cit.* pp. 91—93; T. H. Beaglehole, *op cit.* pp. 87—93.）かれらがマンローを支持したのはマドラスからの情報のみに依拠してではなく、ベンガルからの情報をも参照して総合的に判断した上のことである（不十分ながら、C. H. Philips, *ibid.*; B. B. Misra, *The Central Administration of the East India Company*, 1773—1834, Manchester, 1959, pp. 267—270. を参照）。

この点からみても、地域別に問題を扱うだけでは不充分なことが納得できよう。

二 ザーミンダーリー永代定租制と農民の權益

以上の観点から、私はコーンウォリスシステムがいかなる破綻を示し、それがいかなる行政上の問題として意識され、いかに解決されようとしたかを、順次検討する。

ザミンダーリー永代定租制の結果として、従前慣習法的に土地の占取権をもっていた農民はすべて、ザミンダーリー・フズリー・タアルクダール・その他の事実上の土地所有者(*other actual proprietors of the soil*)を地主とする借地人として法的に位置づけられるに至った。そして地主・借地人関係は明確な文書契約に立脚すべきものとされ、地主は借地人に対し十年を期限とする貸与・地面積・地代額を明記した地券を発給し、地券面記載額を超える徴収は違法(*illegal*)として禁止されたのである。ここで地代額決定の基準とされたのは「既存のバルガナの率(*established pargana rate*)」つまり各地域のニルク・バンディー(*nirkh bandi*)であり、殊にクド・カーシュト・ライーヤット(*kud karshut rayat*)の場合はこれが地券更新の際の条件とまでされていた。換言すれば、地主はこの率を超える地代の引き上げを、法的には禁止されたわけである。⁽¹⁾

これらの規定は一応は農民借地権の保護を意図しており、それに地租の究極の負担者である農民の疲弊を防ぐ上から必要な措置と考えられたが、しかし立法の内容は現実の諸関係を反映したのではなく、当初から空文化を運命づ

けられていたのである。すなわち第一に、法文は地主と農民との二つの階級を認識したのみであるが、農民は決して単一等質の借地人層を構成したのではなく、その内にさらに寄生地主的階層から農業労働者の階層までの分化がみられたのであって、法律上の地主・借地人関係調整は、「借地人」相互間の矛盾に対しては、まったく不用意であった。⁽²⁾ 第二に地券授受は、後代の記録からも判明するごとく、一定の地理的・農業技術的条件を具えた地片について、あるいはザミンダールとマズクリー⁽³⁾ タアルクダールガチダールなどとの間に個別的に、行なわれたのみであって、概して地券授受の慣行は存在せず、あってもそれは地主と農民の集合体との間の莫然たるとりきめ以上のものではなかった。つまり地券発給は在来の伝統慣行になじまなかったのである。⁽⁴⁾ 第三に、「既存のバルガナの率」は一七八〇年代には既に、地代額の決定規準としては消滅していたのであるから、イギリス人の立法はいわば架空の規準に依拠しようとしたといえる。⁽⁵⁾ 「バルガナの率」は条令上の公準とされながらも、その実態を調査して明文化し裁判所に記録として保管されはしなかったのである。第四に、地主の地代徴収権は農民が地券を受領すると否とに拘りなく保障されており、この点でも地券授受規定はいわゆるザル法にひとしかった。

不備な地券授受規定と併行して、他方では、地代滞納者の動産を地主が差抑え、裁判所を介して競売に付し、その売上金をもって滞納額の弁済にあてることが行なわれた。これは一七九二年に制定された後、九三年の条令一七号、九九年の条令七号(いわゆる *qanun-i-ha'itum*)にうけつがれ強化されたものであった。すなわち、借地人となったマズクリー⁽⁶⁾ タアルクダール、農民、下級請負人が地代を滞納すれば、地主およびその請負人は滞納額の範囲内で、滞納者の穀物、その他の農作物、家畜、その他の私物(農具、種子、農耕用役畜は他に有体物があれば除外される)を、裁判所への事前通報なしに差抑えることができ、差抑えされた物品は滞納額を完納せず、またはそのための保証人が立てられな

い限り、差抑⁽⁶⁾の日から五日ないし八日以内にカーギー(qadi)または地方民事裁判所(Mufassal Diwani Adalat)のインド人訴訟事務官(Native Commissioner of Law suits)の手で、バルガナの庁舎において競売に付されるものとされていた。一七九九年の条令七号は、この差抑権を「地主によって権限を与えられた代理人」にまで拡大したこと、差抑人は滞納者に逃亡の惧れありと判断した場合、裁判所に対してその拘禁を請求できるようにしたこと、警察官の差抑えへの協力を定めたこと、滞納者が差抑えに關して起す訴訟に制限を加え、地主方に属する者を原告側証人として出廷させることが事実上不可能にされたこと、そして、要償額五〇ルピー以内の訴訟についてはインド人訴訟事務官をその裁判官とすること、を追加規定したものであり、名だたる悪法として後々まで糾弾されたことは周知のとおりである。⁽⁸⁾

これらの条令において差抑物件の売却人とされ、一定範囲内で差抑をめぐる訴訟の裁判官ともされたインド人訴訟事務官については、一七九三年条令四〇号第五条第三項がその任用資格を、「土地所有者(proprietors of landed estates)、主任請負人、タフシールダール(Tahsildar)サザワール(sazawal)等、後見庁(Court of Ward)の下にある土地財産の管理人、下級請負人、その他の下級税吏、別個の事務官をもつのに充分なひろさの町や市場地などの信頼すべき住民、かなり大きなアルタムガ(altamga)、ジャギー(Jagir)の所有者、かれらが任命した管理人、二十四バルガナについてはカルカッタのカーギー、地方民事裁判所所在地の町のカーギー、ムファッサル(mufassal)のカーギー」と定めていた。これを要するに、ザミンダールその他の旧来の土地領有者階級、かれらと共通の利害關係をもつ商人・高利貸の階級、旧ムスリム国家の法官などに、地代滞納農民の動産の差抑・競売と差抑をめぐる訴訟処理の一切の権限が集められたのであって、実際にはすべての地主が訴訟事務官ではあり得ず、一件について一人格が三つの権限を行使す

ることはなかったにしても、これが総体として農民層に対してどういう作用を及ぼすものであるかは、想像に難くない。一七九九年条令七号に対しては、ベイデン⁽⁹⁾パウエルすらが憤怒を表明したほどである。

地券授受規定における農民保護策の虚構性は、在地支配階級の権力を強化する滞納者収奪規定によって増強された。税収確保と在地支配階級の植民地支配機構への繫縛とこそが、至上命令であった。⁽¹⁰⁾

〔註〕

- (1) 規定の詳細は「J.E. Colclough (ed.), Digest of the Regulations and Laws, enacted by the Governor General in Council for the Civil Government of the Territories under the Presidency of Bengal, vol. 2, Calcutta, 1807, pp. 395—398, 418—423, 464—470, 920—925; J. H. Harington, An Elementary Analysis of the Laws and Regulations enacted by the Governor General in Council, vol. 3, Calcutta, 1817, pp. 468—471.」に散見す。概要の説明は例えば B. H. Baden-Powell, The Land-Systems of British India, vol. 1, London, 1892, p. 63; A. C. Guha A Brief Sketch of the Land-Systems of Bengal and Bihar, Calcutta, 1915, pp. 120—122; R. K. Mookerjee, Occupancy Right, its History and Incidents, Calcutta, 1919, pp. 58—60. でもある程度わかる。
- (2) 階層分化の状態については「ナールンドラ・クリシュナ・シンハ氏は上級農民、下級農民、分益小作農 (adhikar), 村落労働者を区別す」(N. K. Sinha, The Economic History of Bengal from Plassey to the Permanent Settlement, vol. 2, Calcutta, 1962, pp. 131—144. 参照)。
- ビハール州のみについては、拙稿四「十九世紀初期のビハール州における Raiyat の階層構成—F・ブキャナン報告の研究—」(「北大文学部紀要」一二—)を参照。
- (3) 拙稿五「十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて—F・ブキャナン報告の研究—」(同一四—)第三節参照。なお上掲所で私は、従来の地券授受規定空文化に対する農民の法意識面からの解釈に対して経済制度の面から別の照明をあてたが、植民地化以前の農制を完全に理解するにはまた不十分である。開発によるザミーンダーリーにおけるザミーンダーとライーヤットとの関係を、土地・生産諸手段の配分、灌漑・排水施設の建設・運営、それらの物件に対する権利の相続様式・祭祀などのあらゆる角度から、歴史的に検討する必要があると考えている。
- (4) 拙稿一「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民層 (Raiyat)

について」(「史学雑誌」六八一〇)第四節、同六「植民地支配成立期におけるインド農村社会の動向—ブルニヤ県の富農層についての覚書」(「北大文学部紀要」一五—二)第三節、参照。

- (5) 「バルガナの率」は本来弾力的であり可変的であることが、B. H. Baden-Powell, *op cit.*, vol. 1, pp. 620—627. に力説されている。
- (9) ナワーブ政権時代には首都ムルシダーバードに総カージール(*quadrant*)が世襲職としておかれ、各地方にそれぞれのカージールがあつて、一種の組織網を形成し、ムスリム住民間の民事裁判、全住民に対する刑事裁判を行なつた。東インド会社はかれらを植民地政府の裁判所の職員として登用した。(最近の研究として、A. C. Patra, *The Administration of Justice under the East India Company in Bengal, Bihar and Orissa, Bombay, &c.*, 1962, pp. 21—25, 87; N. Majumdar, *Justice and Police in Bengal, 1765—1793, A Study of the Nizamut in Decline, Calcutta*, pp. 42—46, 57 n. 110—111, 144, 228—229, 261, 268—270, 307. 参照。)

- (7) 以上諸条令の詳細については、J. E. Colebrooke (*ed.*), *op cit.*, vol. 2, p. p. 93—101; J. H. Harington, *op cit.*, vol. 3, pp. 514—562. 参照。

梗概の説明は、B. H. Baden-Powell, *op cit.*, vol. 1, pp. 633—636; A. C. Guha, *op cit.*, pp. 126—128; R. K. Mookerjee, *op cit.*, pp. 61—62. 参照。

- (8) この問題と関連して、ロメシュ・チャンドラ・ダットがザミーンダーリー制下の農民の問題を看過していることを、注意しておきたい。
- (6) B. H. Baden-Powell, *op cit.*, vol. 1, p. 636.

- (10) 一七九九年条令七号が、地租を滞納した地主の土地の収公競売が増大したことに對し、地代の地代徴収権を強化することによって、地租収納の円滑化をはかるためのものであったことは、古くから指摘されてゐる。W. K. Firminger (*ed.*), *The Fifth Report from the Select Committee of the House of Commons, etc.*, 1812, Calcutta, 1917, p. 111; H. H. Dodwell (*ed.*), *The Cambridge History of India*, vol. 5, British India 1497—1858, 2nd Indian Reprint, Delhi, 1953, p. 456. 参照。

三 一七九九年条令七号の実施の状況

地代滞納者からの動産収奪の公認が、農民層にもたらした影響は容易に想像できるとはいえ、這般の事情を具体的に伝える史料は、意外にもほとんど紹介されていない。印刷されたものとしては、一八一一年六月七日付ベンガル政庁税務局発各県収税官あての回状に対する回答二十四通があるのみであつて、それから知られる所も極めて断片的なものでしかない。しかしわれわれは、前節で述べた如き視角から十九世紀初頭における植民地政策転換の意味を探ろうとする限り、いかに零細な記録といえども少くとも全体像構成へのてがかりとしてはそれらを利用せざるを得ないのである。

上記回状の質問事項の第一は、地主その他の差抑権乱用による農民への圧迫の実態如何であつたが、この点については、⁽²⁾ ⁽³⁾ ムルシダーバードとヒジュリーとを別とすれば、各県収税官は農民に対する圧迫の事実をほぼ一様に認めている。それらの報告のうち特に具体的な内容をもつものに即して、差抑権発動の状況を見るならば、事態のもつ次のような側面が殊に注意されるであらう。

第一は、差抑権を楨杆とする地主などによる農民収奪のうち、殊に富裕な農民層の収奪が、二、三の収税官の注目をひいてることである。例えばビハル州バウグルプル県収税官は、滞納者資産の差抑・売却が、ザミーンダールのかれらに対する「敵意の媒体」となるといい、ある土地を一定額の地代支払いを条件に耕作することをザミーンダールと契約した「資産ある農民」が、その土地が労力と支出とにみあう生産量をあげないと知って耕作を放棄すると、

かれの財産はたちどころにザミーンダールの差抑を受ける、と述べている。⁽⁴⁾ チッタゴン県でも「旧家の農民 (old man)」からの財産の収奪が、差抑権の発動を通しておこなわれた、という。⁽⁵⁾ ナディア県収税官はかれが備っていた鍛冶工の訴えとして、請負人が鍛冶工の所有する牛四七頭と羊二五頭のほかかれの兄弟の所有する犂をも没収した例を挙げている。⁽⁶⁾ この場合、鍛冶工の所有した役畜の頭数と、かれの兄弟が請負人との間で河岸の新田開発にかんする契約をしている所とからみて、かれらが富裕な階層に属していたことはまちがいない。この 'substantial' または 'old' と形容される農民層が、前世紀以来ある程度の富を蓄積してきた、そしてそれとともに農村社会内部において政治的な権力をも掌握してきた階層をなし、それゆえにその両面の意味において地主・請負人の収奪・攻撃の目標となった、ということは一般的に結論して差支えあるまい。⁽⁷⁾ そしてまた、差抑権発動の対象となったのが、特に富裕な層に決して限定されたわけではなく、農民層一般に波及したであろうことも、当然に想定されてよい。

第二には、差抑えられた農民の動産のたとえ全部ではないにしてもかなりの部分が、地主・請負人、土民訴訟事務官、またはかれらとはなんらかの関係をもつ人々の手に、競売を通して移って行ったことが重要である。たとえば前掲のパウグルブル県収税官の回答では、農民の役畜が差抑・競売に付される点が重視されており、「その不幸な人間 (滞納者) が三、四頭以上はおそらく所有しないのに、一頭六、七、ないし八ルピーする水牛や去勢した牡牛が、一ルピーあるいはハアーナ (半ルピー) で、土民の庁舎において売却されている」と述べ、さらにこの差抑物件を地主や土民訴訟事務官自らが、仮空名義で購入して私用に供する、と断言している。⁽⁸⁾ 前掲のナディア県の例でも家畜が問題となっている。具体的な記述は頗る乏しいが、一般的な事情として地主とカーギー・土民訴訟事務官が結託して農民収奪を行なっていることや、差抑物件の買い叩きが行なわれたことは、他の収税官も確認している。⁽⁹⁾

差抑規定実施の全容は零細な史料からしては充分に把握することができないが、断片的な記載の範囲からでもなお、われわれは、農民層が基本的な労働手段を奪われ、その労働手段は、ザミーンダールその他の植民地体制に寄生しこれに庇護される支配層の下に集積されて行ったであろうこと、換言すれば、農村社会内部において所有と生産関係・階級関係の一定の変動が生じたであろうことを、想定することができる。つまり、われわれは上記の零細かつ断片的な記録を通して、植民地体制下における社会構成の変動を大筋としては見透しうるのである。⁽¹⁰⁾

しかしこのような状況への農民層の対応について、おれわれは今の所これを詳しく知るための史料をもたない。一七七〇年代以後の農民層の闘争の一般的な形態としては、穏田耕作、逃散、請願、流賊化、一揆などが知られているが、この時点においてもそのような形態の闘争が試みられたであろうということ、しかもそれはかなり散発的なものであったろうことを、推察しうるにとどめる。⁽¹¹⁾

〔註〕

- (一) Selection of Papers from the Records at the East-India House, relating to the Revenue, Police, and Civil and Criminal Justice, under the Company's Governments in India, vol. 1, London, 1820, pp. 220—257. (以下 S.P., i. と略記す。)
- (二) S.P., i, p. 220.
- (三) Letter from J. Law, Collector of Moorshedabad, dated 7, Sept. 1811 (S.P., i, p. 232); Letter from C. R. Crommelin, Collector of Hidgelee, dated 21, Sept. 1811 (S.P., i, p. 255). この両県の収税官は差抑権乱

用を少くとも一般的事態とはみていない。多くの収税官の報告内容は、事態を莫然としか伝えず、政策論議にむしろ熱心であるが、これは以下の引用が示すようなコーンウォリスシステムの下での収税官のあり方を、反映するものである。

土地所有者たちがかれらに付与された権力の下で行なっていると考えられている権利乱用と、農民たちが経験している圧迫とについては、私には意見具申の資格がないと考えます。私は本署 (sadr station — 県中央の収税官常駐署) ですっかり時間をとられますの

- で、県の内部を訪れる機会がなく、私の情報源はその結果地主たちから出るものだけになっています。何か交渉があるのは地主たちとだけで、この問題についてはかれらから連絡があっても、私はむろん信用できなかったでしょう。もし本当に圧迫や権利乱用が存在するならば、被害者は必ず裁判所に救済を求めるはずで、だから私が思うには、裁判官ならばこの件について情報を提供することがいかなるべくせめてしう。(Letter from J. M. Macnabb, Collector of Behar, dated 5. Dec. 1811, S. P. i, p. 248.)
- (4) Letter from F. Hamilton, Collector of Bhaugulpore, dated 9. Sept. 1811, para. 5, 7, S. P. i, p. 223.
- (5) Letter from C. Shakespeare, Collector of Chitragong, dated 15. Aug. 1811, para. 4, S. P. i, p. 226. 'old Ryo' *raiyat* の訳語である。
- (6) Letter from W. Armstrong, Collector of Nadia, dated 29. Jun. 1811, para. 3, S. P. i, p. 236. *raiyat* では兄弟がそれぞれ鍛冶職と農耕とに就き、一方が他方に役畜を提供していたらしい注目すべき事例が見出される。
- (7) 富裕な農村指導者たる農民層の実態については、十八世紀末のブルニヤ県にかんする拙稿六のほかは、論じたものがない。他地方の殊に十九世紀初期の事情については遺憾ながら今は実証不可能なので、

- さしあたり拙稿六の考え方を敷衍して用いておく。
- なおダッカ県からの報告では、差抑規定は非土地保有者から現金をとりたてた際の脅迫手段としても、利用されたという (Letter from C. Doyley, Collector of Dacca, dated 20. Nov. 1811, para. 6, S. P. i, p. 229.)
- (8) *op cit* (4), paras. 4, 5, *ibid*.
- (9) Letter from H. T. Travers, Collector Midnapur, dated 29. Nov. 1811, S. P. i, p. 254. Do. E. Barnett, Acting Collector of Rajshahy, dated 6. Aug. 1811, para. 5, S. P. i, p. 240. *op cit*. (5), para. 10, S. P. i, p. 227. なお収税官の数名はカージーや土民訴訟事務官の職権乱用を確認していないが、これはかれらが収税官署所轄でないためである。
- (10) 植民地以前の段階での農民層の階級分化については、これを小さく評価するところ点し私とは異なるが、この観点は R. Mukherjee, *The Dynamics of a Rural Society*, Berlin, 1957, pp. 14—40. に既に包括的な形で述べられている。
- (11) この時期のインド人の抵抗については、S. B. Chaudhuri, *Civil Disturbances during the British Rule in India (1765—1857)*, Calcutta, 1955. があるが、一八〇〇年代のベンガル・ビハールについては格別の言及がない。

四 状況の認識と解決策

一七九九年条令七号の実施がもたらした農村の状態は、東インド会社政府当局者に何らかの対策の検討を迫るものであった。しかしここで注意を要するのは、以下に検討するように、会社政府がこの課題を終始行政的次元における案件としてのみ把握し解決しようとしていたことであり、農業政策、農民政策の問題としては遂に意識しなかったことである。当時はまだ会社政府には独立の農政担当機関は設置されておらず、イギリス本国においてもインド農業への関心はないに等しかった。⁽²⁾さらに行政案件として認識されたにしても、それを最初に提起するのは地租徴収を担当していた収税官ではなくて、差抑・競売に伴う訴訟の件数増や、あるいは農民の貧困化を原因とする犯罪件数の増加から事務過重となった裁判所であったことも、記憶されなければならない。収税官はその業務を通して農村社会と一定の接触をもたなくてはなかったであろうが、実情は前節註(3)に典型的に示された如くであって、収税官は官署のインド人下級吏員や地主層との接触によるほかは農村社会と没交渉であり、いわば民情探知の機能をまったく欠いていたのである。⁽³⁾

さて、問題を初めて提起したのは、現在確認しうる限りでは、一八〇九年五月末日付の最高刑事裁判所書記官発総督宛書簡とその基礎になったカルカッタ巡回裁判所上級判事の報告とであるらしいが、⁽⁴⁾これらは印刷されていないので案件の内容を今は窺いたい。ただその一斑を、同年七月四日付の同書記官発総督宛書簡と、同二十二日の返信とから推察することができる。前者はナデアイア県判事(Magistrate)⁽⁵⁾の言を引きながら、差抑に伴う弊害を抑制するた

めには、差抑に先立つて簡単なとりしらべをする必要があることを示唆し、併せて地主その他の差抑権に一定の制限を設けるべきことを提案したものであり、後者は總督府参事会において地代滞納額の請求と過剰徴収に対する不服との第一次決裁権を収税官に付与することを検討中である、旨を伝えたものである。⁽⁷⁾

ここで注意すべきは次の二点である。第一はこのような提言や検討が、裁判所の民事部門においてではなく刑事部門において、そして参事会の税務部門においてではなく刑事司法部門において、行なわれたという点である。つまり、ナデアア県判事 (Magistrate) が差抑権乱用を「流賊事件 (dacoity) 過発の部分的原因」とみなしていること、ムルシダーバード巡回裁判所判事事務扱 J・M・リースも、差抑処分による農民の貧弱が、かれらをして生活資料獲得のための犯罪的手段をとらしめる、と述べていること、⁽⁹⁾ からも明らかのように、差抑権を楨杆とする過度の収奪の下で疲弊した農民層の一部分が最後の手段として流賊化することを余儀なくされ、それが植民地支配者の側から刑事事件の件数増として把握され、その結果として事件発生の原因究明あるいは裁判官の負担軽減措置の検討が企てられたのである。⁽¹⁰⁾ つまり、本質的には植民地政府の土地政策、租税政策によってひきおこされた農村社会の内部的構成の変動であるものが、治安問題として提起されているのである。第二は、不十分ながら、コーンウォリスシステムの特質である税務と司法との分離に対する修正の要求が、地代関係訴訟の第一次決裁権の収税官への移譲というかたちで、現われてきたことである。行政機構の改革がロンドン当局の日程表に入るより十年も前の時期に、このような提言の現われてきたことは極めて注目し得るものである。

税務担当部門の問題として一七九九年条令七号が論じられるようになるのは、一八一一年のことであるが、前に言及した税務局から各県収税官あての回状には、実状照会のほかに地主の差抑権行使を制限するための二つの対策が示

してあった。第一は、差抑処分執行に先立つて農民の地代支払い請書 (*qabuliyat*) の提出を地主側に求める、という案であり、このような措置がとられれば従来はかばかしくなかった地券と請書との授受交換を促進し、農民の借地権を保護することにもなるであろう、という希望的な予測が付記されていた。第二は、差抑執行後でも農民が滞納額清算の保証を裁判所に与えれば、差抑を解除し、滞納額について両当事者が争う場合は収税官に付託して速決する、という案であった。(12)(13)

各県収税官はこの二つの案に対し交々に賛否を述べ、あるいは補足提案を試みたのであるが、差抑権そのものは地租収入維持のためには不可欠である、という認識は概ね共通しており、それを前提した上で農民に対する過度の圧迫を緩和する方法や、行政事務の渋滞を減少させる方法が模索されているにすぎず、リース判事のような差抑権そのものの撤廃を唱える意見は、収税官の間には認められない。(14)

しかし注目に値するのは、先の刑事裁判所案と同じ地代関係訴訟の裁判権の収税官への移管が、五県の収税官の提案する所となり、別の一収税官が民事担当と刑事担当との兼職、いわゆる *Judge = Magistrate* 制の分離を建言したことである。(15) これら殊に前者は行政権と司法権との分離を建前とするコーンウォリスシステムの修正を要求したものであり、その点ではベンティンク改革の *Collector = Magistrate* 制への伏線とみるべきではないが、かれらの発言はひたすら行政上の便宜主義から出ているものであって、収税官の判決を差抑執行の要件とすれば農民に対する圧迫が緩和されるであろうとか、判事に較べて時間の余裕のある収税官には裁判の部分的担当が可能であるとか、農民の出廷困難な農繁期を避けて農閑期に裁判を行なう方が能率的であり、それは収税官にしてはじめて可能であるとか、上記提案の論点となっていることは留意さるべきである。ここには修正案の根拠をインドの古制に求める論理

もなく、ベンサム流の司法手続の簡素化論が原理論として展開されているわけでもない⁽¹⁸⁾。

また上記収税官の一人は、一七九三年の諸条令における *Ryot (Ra'iyat)* という用語に定義がないため、条令の運用に支障を来たす旨を指摘して、農民の権利内容の厳密な規定、一定の金額による借地関係の表示、借地面積の明記、耕種の自由撰択権付与、などを提案している⁽¹⁹⁾。さらにもう一人の収税官は、いわゆる「既存のバルガナの規則」の維持は所有権の法理と矛盾することを衝いている。ここで注意すべきは、コーンウォリスシステムの安易な前提、つまりイギリス土地法の感覚をもって、実態を精査することなく人口を *landlord* = *zamindar* と *tenant* = *ra'iyat* とに二分し、両者の関係を調整するに对等者間の自由な契約と司法裁判所による物権保護の観念をもってしたことへの批判が、ザーミンダリー制そのものを否定はしないが、その下での農民の権利つまり借地権の内容をより明確化する、というかたちで現われてきたことである。これらは法律的範疇としての借地権の明確化を志向する提言であり、むしろ後の小作立法への傾斜を示しているが、農民層が重要な政策の対象となってきた点は見逃しえない。

〔註〕

(1) 政府機関としての農政担当部門設置は、州政府段階では一八八四年以後であり、中央政府段階では一九〇一年である。政府任命の農業調査委員会は、一八八九年のヴォウルカー (J. A. Voelcker) 委員会以前にはない。

(2) 東インド会社としては棉花や蚕の新品種導入などの試みを、不成功ながらも続けたわけではないし、プランターに有利な法

制措置を講じてもいる。しかし、私の調べた限り少くとも一八二二年の会社特許状改正以前には、インド農業の展望をイギリス議会で論じた者は、一人もないといつてよい。

(3) 私有財産制を確立し政府が私有財産権を保護すれば、社会は自動的に繁栄に赴く、政府の権能はこの限りまで縮小さるべきでありインド社会の内部にまで政府は介入すべきでない、というコーンウォリス

コーンウォリスシステム批判論の形成

「システムの基礎にある自由主義的理念が、このような状態を作り出したことは、改めて説くに及ばない。コーンウォリスの理念はかれ自身の一七八九年九月一八日および一七九〇年二月一〇日付の詳述書 (W. K. Firminger, ed., *The Fifth Report, etc.*, 1812, Calcutta, 1917, vol. 2, pp. 510—515, 527—530.) に展開されている。他に解説として E. Stokes, *op cit.*, pp. 3—7; G. D. Beance, *British Attitudes towards India*, 1784—1858, O. U. P., 1961, p. 43—46; R. Guha, *op cit* pp. 167—173. をみよ。なおコーンウォリス以前の収税官は A. Aspinall, Cornwallis in Bengal, Manchester, 1931, pp. 86-89, 149-155. にあるように、行政・民・刑事司法、警察、刑務所の各般にわたる大きな権限をもっていた。しかしこの状態は当時の条件と便宜からそのようなもので、特定の理念にもとづいてはなかつた。

(4) Letter from the Registrar to the Nizamat Adalat to the Governor-General in Council, dated 4. Jul. 1809, para. 10, S. P. i, p. 210. の冒頭にこれへの言及がある。裁判所内でのこの問題についての討議の進行は、残念ながら今は明らかにできない。

(5) 会社政府の裁判所の構成は原理的には民事部門と刑事部門とを分離しており、同一人格が兼務したが、民事第一審担当の Judge は刑事第一審担当の資格においては Magistrate とよばれた。常識的な事だが念のため付記する。

(9) *op cit.*, paras. 9, 10, S. P. i, pp. 209—210.

(7) Letter (from the Governor-General in Council in the Criminal Judicial Dept.) to the Registrar to the Nizamat Adalat, dated 22. Jul. 1809, para. 9, S. P. i, p. 210.

(8) *op cit.*, para. 11, p. 211. 末尾に言及されている。

(9) Letter from J. M. Rees, Acting Judge of the Court of Circuit at Moorshedabad, (to the Governor-General in Council in the Criminal Judicial Dept.) dated 1. Aug. 1810, para. 10, *ibid.*

(10) 私は 'dacoit' を盗賊專業部族とするような見解 (cf. W. K. Firminger, ed., *op cit.*, vol. 1, p. 127.) には賛成しえなかつた。十八世紀の *Sa-nyasi* や *Faqir* の如き宗教的行者の形態をとつた盗賊や反乱 (cf. N. K. Sinha, *The Economic History of Bengal from Plassey to the Permanent Settlement*, vol. 2, Calcutta, 1962, pp. 62—65.) を一八三〇年前後の 'thuggie' もつとも植民地支配が然らしめた階級闘争の形態として理解するべきものと考ええる。

(11) 税務部 (Revenue Department) と法務部 (Judicial Department) とはともに総督府参事会 (Supreme Council) の担当職務別の部門であるが、書記官 (Secretary) を除けば構成員は同じである。

(12) S. P. i, pp. 220—221.

(13) 第二案の法的根拠は一七九九年条令七号第五条第四項であるが、この規定では「訴訟事務官の審理権内になく、判事 (Judge) または登記官にても遅滞なく審理せざるべし」(Colebrooke, *op cit.*, vol. 1,

p. 60.) 事件に限って収税官への付託を認めたものである。参事会はこの制限を除去して、一七九三年条令一七号第九・一〇条にある簡易裁判規定を復活させようとしたのである。

(14) 農民を庄迫から保護するにしても、地主その他から地代収取に必要な手段を奪うべきではない、という考えは回状の中で明確に述べられており (S. P. i, p. 220) 同様の指摘はパウグルフル (paras. 10, 11, S. P. i, p. 223) ラージ・マシヤーギー (E. Barnet, dated 16 Aug. 1811, para. 9, S. P. i, p. 240.) その他数県の収税官によってなされた。

(15) Letter from the Collector of Bhargulpore, para. 4, S. P. i, p. 222; Do. of Nadia, paras. 15, 16, p. 238; Do. of Rajeshahy, para. 20, p. 242; Do. of Rungpore (J. Digby), dated 1. Aug. 1811, para. 4, p. 245; Do. of the 24 Pergunahs (P. Travers), dated 9. Jul. para. 2, p. 247.

(16) Letter from D. Burgess, Collector of Shahabad, dated 1. Dec. 1811, S. P. i, pp. 252—253.

(17) E. Stokes, *op cit*, pp. 142—143. の図式をみよ。

(18) マンローやジェームズ・ミルの観点 (cf. *op cit*, pp. 140—151.) と対比せよ。ストウクス教授がコーンウォリス・システム内部での小規模の変革構想を一八一四年以後の本国当局からベンガル政庁への従

憑によるものとしかみない (*op cit*, p. 150.) のは、明らかに誤まりであり、ロンドン中心史観の反映といえる。

(19) Letter from the Collector of Rajeshahy, paras. 11—20, S. P. i, pp. 240—243.

なお *ra'iyat* の話義については、これを村落指導層の称号であり農業に従事しない者をふくまないと理解がある (R. E. Frykenberg, Gunter District 1788—1848, O. C. P., 1965, p. 46.) が、私はベンガルについてはこの説を採る必要はないと考える (根拠は拙稿六第三節註26所引のジェームズ・アレクサンダーの論をみよ)。バーネットは para. 13 で、ある村のクド・カーシュト農民はたとえ数世代にわたって隣村の土地を耕した所で、隣村においてはバーイー・カーシュトたるを免れない、と指摘しているが、これは注目に値する記事である。耕種撰択の件については、かれは作物別地代算定方式が障害となっている旨を指摘する (para. 18)。私は南インドやセイロンの事例から推測して、水利権と労働組織の面からも、この問題が考察されうるのではないかと思うが、詳しくは後考に俟つ。

(20) Letter from W. Gordon, Collector of Dinagapore, dated 10. Jul. 1811, paras. 5, 6, S. P. i, p. 230.

五 一八二二年条令五号

しかし現場の行政・司法実務担当者による上のようなコーンウォリスシステム批判やその修正要求は、政庁当局者の介意する所とはならなかった。総督府参事会の危機に対する処方は、逆に、コーンウォリスシステムの根本原則である自由契約の徹底化と、一七九九年条令七号の部分的修正とであった。翌一八二二年の参事会におけるコールブルック (Henry Thomas Colebrooke) の提案を具体化した、同年の条令五号、いわゆる *Ganun-i-Panjum*⁽²⁾ がそれである。

コールブルックは、一七九三年に地券の有効期間を十年と定めたこと、および、十年の途中で土地売買が行なわれた時には売却した前の所有者が発給した地券は失効すると定めたことはともに、土地所有者が不当に低い地代額で土地を他に貸与し地租の減収をひきおこすのを、防ぐための措置であったと解釈して、これら二つの規定は一方のみあれば他方はなくてもすむ性質のものである、と結論し、さらに往年依拠した「パルガナの率」なるものが明確な実体規定を欠き、かつ存在するという証拠もなかったことを指摘する。かくてコールブルックは、「土地所有者と借地人とはかれら自身の利害をそれぞれ自ら判断して、相互のもつとも利益となるような契約を結ぶ自由をもつべきである」との判断を下し、地券の有効年限の撤廃、地券記載内容の明確化、地代率については「パルガナの率」がなお存在する所ではそれに準拠し、これを欠く所では近隣の例に倣うこと、地券更新時の地代額引き上げの幅は、借地人が「その時期の季節の作物を栽培しはじめた時、当然支払うことを予期する理由のあった」地代額の二五%にとどめること、

などを提案した。

一八二二年条令五号は、前述のようにこの提案を法制化したものであるが、その主眼は、(一)地券の有効期限の撤廃(第二条)、(二)地券の形式・内容に対する規制の撤廃(第三条)、(三)地代ひきあげについてはその旨の事前の文書契約、またはジャイスタ月(Juistha, 五―六月)までにその旨催告することを要件とする(第九・一〇条)、(四)地代滞納者の動産差押には書面による請求額の明示を要件とする(第一三条)、(五)農器具・役畜、手工業要具の差押は行わない(第一四条)、の諸点であつた。

これらが農民の窮状の有効な打開策となりえないことは、前節までに検討した所から明瞭である。すなわち農民疲弊の原因は地主への差押権付与にあつたのであるから、これを緩和する方策は差押権の大はばな制限ないし撤廃以外にはありえない。また第一四条の規定といえども、既に地主その他による生産諸手段の収奪が長期にわたつて進行していた段階では、法律に朔及効果をもたせるとか、既に没収した生産諸手段の償還を規定するか、あるいは農民が新たにみずから生産諸手段を獲得しような措置、具体的には地租を減免し地代をひき下げて農民の資本蓄積、再生産投資を保障すること、が相伴うのでなければ、農民救済の目的は達しようものではない。慣習法的な土地占取権を一片の法令によつて奪われ、同じく一片の法令によつて農業生産諸手段をも奪われた農民と、植民地政府権力によつて武装された地主との間に、「契約当事者双方が各自の利益に至便至適と思料するとき形式」(第三条)にしたがう地券が、有効期間の制限なく受給されることになれば、地主が高率地代と短期借地契約とを農民に強制するに至るのは、理の当然といふべきである。地券授受そのものが一七九三年条令六四号に規定されながら、実施をみなかつたことは既に証明済みであつた。農民は文字どおり食うためには、地代ひきあげをふくむあらゆる「契約」に従わざ

コーンウオリスシステム批判論の形成

るをえなかったであろうし、カーリーファ作の起耕期までに地代ひきあげの催告があった所で、農外雇傭未発達の当時においてはその催告を不服として離村することは実際に不可能であったであろう。一八二二年条令五号は、コーンウオリスシステムの矛盾をさらに深刻化しただけのことであった。⁽³⁾

〔註〕

- (一) Minute of Mr. Colebrooke. (S. P., i, pp. 260—266.) pp. 637—638; A. C. Guha, *op cit*, p. 128; R. Mookerjee, *op cit*, pp. 62—63. 484—46°
- (二) A. D. 1812. Regulation V. (S. P., i, pp. 272—277.)
- (三) 同条令の説明として、他に B. H. Baden-Powell, *op cit*, vol. 1,

六 トマスⅡシッソンの報告書

一八一二年条令五号は右のごとき性格のものであったため、農村社会の問題の解決に何ら役立つものとはならなかった。われわれは同条令実施後の社会経済的過程についても満足な史料を今は見出しえないが、一七九九年条令七号の下におけると同様の状況が持続し、あるいは悪化したものと推測して大過ないであろう。そしてコーンウォリスⅡシステムの矛盾はさらに露呈されて行ったものと思われる。

かかる状況の中で、一八一五年春、総督府参事会司法部に送られた元ラングプル県判事の一人トマスⅡシッソン (Thomas Sisson) の報告書は、⁽¹⁾ 法律家としての視角から農村社会問題を分析し、新たな土地Ⅱ地租改策への問題を提起したものであった。以下その内容を摘記してみよう。

まず、シッソンがかれの論議の基礎を、ほとんど植民地政府の発した条令や東インド会社取締役会の書簡に求め、当時のヨーロッパの法律学説その他を援用していない、ということが注意されなくてはならない。かれに従えば、インド人社会の大多数つまり農民は一七六九年の監督官 (Supervisors) あて訓令以来、土地に対して一定の内容の権利をもつことが、法律的に確認されているが、それを実現させる措置が不完全であったため、地主による農民の圧迫という大きな弊害を生じるに至った、と観察される。そしてこの弊害が根幹となって、強盗その他の犯罪という枝葉が生じているのであるから、ラングプルにおいてもっとも対策の望まれる問題は、犯罪の横行ではなく農民への圧迫であり、「もっとも決定的かつ強力な手段を一貫してとり続けることによって、社会の大多数を悲惨な現状から合法的

諸権利の完全な享受に復帰せしめざる限りは、確固たる実質的改良を期待しても無益であろう」、という判断を下す。⁽²⁾ シッソンの論理が、ここで農村社会の問題解決の方向を、農民の復権に求めていること、そして回復さるべき諸権利を、植民地以前の古制や慣習法によらず植民地政府の立法的措置をもって基礎づけていることは、殊に重視する必要がある。

さて、かれが農民の合法的諸権利の具体的内容として訓令や条令の中から挙げるものは、地主への支払い金額を「パルガナの率」によって規制し一定額とすること、その内容を地券に明記し、地券所記額以上の私税は徴収されないこと、などであるが、これらの合法的諸権利に対する法解釈上のあいまいさとか誤解を生ぜしめたものが、一八一二年条令五号第三条をもって廃止された一七九三年条令六四号第二条の地券の有効期限に関する規定であり、また禁止されたはずの地券面所記額以外の私税徴収が依然としてさかんにおこなわれたのは、不法に対する救済の保障が不完全であったからである、という指摘がなされる。⁽⁴⁾ つまり地券の有効期限を十年としたため、永代定租制施行から十年を経た一八〇三年以後には、農民が一七九三年までに既に認められていた諸権利は消滅したものと判断されるに至り、地価騰貴その他の口実による地代のひきあげや地券の有効期限つまり借地期間の短縮が、地主によって恣意的におこなわれるに至った、というのである。⁽⁵⁾ かくて一八一二年条令五号は、本来農民の保護を意図したにも拘らず、結果的には法解釈の不確実さや誤まりから生じた地主の地代増徴や借地期間短縮を、追認奨励することになったのである。⁽⁶⁾ 農民は文盲であるため改廃された条令をもなお効力ある条令をも理解せず、違法な収奪に甘んぜざるをえない、という結果を生むのみである。⁽⁷⁾ かかる傾向に拍車をかけたのが、地方当局者の課税源泉に関する全き無知であった。殊にラングブルでは税源調査が全然実施されなかつたので、推測だけで地租が増額されたり、付加地代 (abard) 禁止や地券発給の命令を出

しても、当局者にその実施に必要な実情の認識がないため、結局は地主が当局と農民との無知に乗じて、万端私利を計るのを許す結果に陥つたのである。⁽⁸⁾

そしてこのような圧迫への対抗策として、農民は隠田耕作などの不正手段に訴え、耕地を明らかにして合法的な地代額を恒久的に収取されるよりも、それを匿して一時的課徴を負担することを選ぶ。地主の傭員は農民のこの心理につけこんで農民を収奪し、私腹を肥す。農民は窮乏の度を深めるのみである。シッソンはこのように論じて、現行制度は地主・農民双方に不利益であるから、制度の貫徹を図ること、つまり政府が両者の関係調整に介入し、特定明確な諸権利を農民層に付与することが両者を利することである、という判断を示す。⁽⁹⁾ ラングブルを例にとれば、政府の介入はまず課税源泉調査から始められるべきであった。⁽¹⁰⁾ 所でシッソンの示す政府の介入権の根拠は決して抽象的な国家理論や財政学説などでなく、政府の農民保護立法権留保を指示した一七九二年九月十九日づけの取締役会発総督宛一般書簡であつて、⁽¹¹⁾ 課税源泉調査実施を示唆するのも一七八七年二月五日づけの総督発税務局宛訓令にもとづいてである。⁽¹²⁾ かがこのように純粹に法解釈的な方法によつて論議を進めていることは、かがが事態の解決の方向を農民層の合法的——つまり会社政府が公認した——諸権利の回復においていることと一体をなすものであつて、⁽¹³⁾ コーンウォリスシステムを否定するものでなく、むしろその補完を期することに意図があつたとみるべきである。

シッソンがラングブルの事態を解決するための処方として提案するのは、以下の諸項目である。(一) 県内全域の多様な地代率と地券、ならびに記録された地代総額に対する非合法付加税(私税)の割合を、実際に地域調査を行なつて確かめる。(二) 各パルガナの耕地面積を土地の丈量によつて確かめる。(三) 各パルガナの土地をその地質に随つて数等級に分類する。(四) 各等級地の平均粗生産額を確かめる。(五) 過去・現在の地代を参酌して、各等級地の粗生産額のうち

農民取得部分と地主取得部分とを決定する。後者は一定の貨幣評価をもって示されるが、将来の銀価下落に備えて、①政府は一〇—一二年ごとに農産物評価額を随意に改定する権利を留保する。②以上の留保が農民の永代占有権を害なうというおそれをなくするために、地代率は米の現物量とその評価額とを明示し、先の留保を地券面に明記するとともに、政府・地主による地代のひきあげは、一ピーガーあたり米二マン (*man, maund*) の価格までにとどめる。③その他、用水路開発や築堤工事によって土地の生産性を高めた地主に対して、政府は直接調査の上、土地改良による差額地代の収取を許す。⁽¹⁴⁾ (六)このような基礎の上に、内容が詳細でかつ確定的な地券を個々の農民に発給することになるが、地券は村落ごとに番号をつけ、各地券の要点はパルガナのカーヌンゴウ職を復活してこれに記録させる。カーヌンゴウは別に村落の首長 (*mandal*) と書記 (*pattari*) との監督に任じることが、首長については村民の選挙とリコールとによってその地位を決定し、書記については地主の任命を認めるが、村民の同意をその任命の条件とする。(七)土地の分類、地代率、丈量単位については各村落の農民に周知徹底をはかる。⁽¹⁵⁾

シッソンの農民復権策は以上の如くであるが、かかる政策が成功を収めた先例としてかれが指摘するのは、マドラスで試みられたライーヤットワリー制ではなく、永代定租制以前にかれの任地に隣接するベンガル州デイナージュプル (*Dinaipur, Dinagore*) 県で収税官ジョージ・ハッチ (*George Hatch*) が実施した方式であった。⁽¹⁶⁾ シッソンの提案する土地調査から地代額決定までの作業過程や、在来村落機構への依存ないしはその利用は、ザミーンダーリー制を前提するという根本的な相違点や、灌漑地 (*nancey*) と非灌漑地 (*puncy*) とへの土地区分の欠如を別とすれば、ライーヤットワリー制またはマンローシステム⁽¹⁸⁾の査定作業と、著しい類似をみせることは、改めて指摘するまでもないであろう。しかしながら、前にも指摘したように、シッソンはまったく独自の論理からこのような論点に

たどりついているのであって、前々節で検討した数県の収税官の場合と同じく、コーンウォリス・システムのいわば、内側からの修正ないし補強の要求として、農民の土地に対する権益の確定保全を主張しているものと、みなければならない。そして先の収税官たちの発言が行政実務家たるかれらの日常経験する困難を背後にもっていたとするならばシッソンの提言は法律実務家として現行法の不備を認識し、現行法の許可範囲でこれを補正することを目指したものである⁽¹⁹⁾といふことができる。

本国取締役会はトマス・シッソンの上掲報告を高く評価し、国家すなわち植民地政府によるザミーンダール・ライヤー・ヤット関係への介入・規制の必要を勧告するための一論拠とした。われわれはこの点を重視する。というのは、ここに本国での思想潮流なりインド南部で培養された統治方式なりが、ベンガルの経験的事実のうちに公認の政策となるための媒体を見出しているからであり、換言すればかかる媒体をおくことなしには、特定の地域に他地域の統治方式が導入されたり、本国内部の一思想潮流の政策的実現が達成されたりすることはありえないからである。

〔註〕

- (1) Report from Mr. Thomas Sisson, late Joint-Magistrate of Rungpore, to W. B. Bayley, Esq., Acting Secretary to Government, Judicial Department, Fort William, dated 2. Apr. 1815 (Bengal Revenue Consultation, 27. Sept. 1815, S. P., i, pp. 381—402.) なおシッソンの経歴は D. N. B. & C. E. Buckland, Dictionary of Indian Biography, London, 1906. からは判明しなかった。
- (2) *Ibid.* paras. 2, 5—9, 13. (pp. 381—386.) 参照。うち para. 7 f.

は訓令、条令からの引用である。

- (3) *Ibid.*, paras. 15, 18. (pp. 387, 388.)
- (4) *Ibid.*, para. 31. (pp. 390—391.)
- (5) *Ibid.*, paras. 19, 20. (pp. 388—389.)
- (6) para. 20. においてシッソンは地代額が漸増し借地期限が漸減する模様を例示しているが、それは一般的な事態を描写したものであって、実例ではない。ヒハールでは地主が農民の集団に発給する内容の

コーンウォリスシステム批判論の形成

確定しない地券が、事実上旧来のままで更新されていた（拙稿五第三節）という報告があるので、私はシッソンの所見が少くとも永代定租制地域全体に妥当するものとは考えないし、またどの種類の地券についてもそのような事態が起ったとは考えない。*mugarrari* 契約や *istimerari* 契約の場合に限定すべきものであろう。

(7) シッソンは違法な私税徴収の具体例を六例挙げている（*paras.* 22—30, pp. 389—390. 但し原本に番号のつけ違えがあつて *paras.* 23, 21—23, 24 ff. の順序に並んでいる。21—23. は各々二度ずつ違った内容で出てくる）。本稿の主題とは関係ないが、私税徴収の名目が地主の土地購入、家屋の購入、新築、乗用の象の購入、などのほかに、地主の孫の誕生、祭祀のための供饌料などがあるのは興味深い。この資料とその解釈については、拙稿八「植民地支配成立期ベンガル社会論考補」（未発表）第二節をみられたい。

(8) *Ibid.*, *para.* 34. (pp. 391—392.)

(6) *Ibid.*, *paras.* 32, 33. (p. 392.) シッソンは「不正手段を用いるのはインド人の本性である」というような見解には与せず、その原因である圧迫が除去されれば不正は止むものと考えており、また、インド人は「人間性の順序が逆」だから勤労意欲がなく、地主の収奪を制限すれば農民は働かなくなつて国家が破産する、という類の説を上掲所で一蹴している。

(10) *ibid.*, *para.* 35. (p. 392.)

(11) *Ibid.*, *paras.* 13 n, 14. (pp. 385—387.) 所引。これは永代定租制尚早論を唱えたジョン・ショーに対する取締役会の一定の支持を表明したもので、法律制度が確立されれば社会・経済の改良・発展は自動的に達成されるというコーンウォリス流の樂觀を戒め、その運用に対する政府の監督、介入の必要に注意を促したものである。

(13) シッソンがコーンウォリスシステムを批判するのは、前年の地租額を収税官の収集した他の資料と比較し、さらに税務局の勧告を容れて賦課額を決定するという、地租の査定方式についてのみである（*para.* 35）。かれはザミーンダーリー制そのものをまったく批判していない。

(14) *Ibid.*, *para.* 37. (p. 393)

(15) *Ibid.*, *paras.* 39, 40. (p. 394.)

(16) *Ibid.*, *para.* 38. (pp. 393—394.) シッソン報告書には「ドラスへの言及はまことに。」

(17) これらの用語について「H. H. Wilson, A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc., ed. by A. C. Ganguli and N. D. Basu, Calcutta, 1940, p. 585 b. [NANJAI], p. 681 b. [PUNSHAY]」の両項目をみよ。

(18) もしあたり「B. H. Baden-Powell, *op. cit.*, vol. 3, pp. 36—43. 参照。N. Mukherjee, *op. cit.*, p. 125 ff. には詳細な説明がある。

(19) もしシッソンが「ベンローらの影響をなんからの形で受けていれ

ば、ザミーンダーリー制の新領土への拡張の可否が一八〇〇年代末から既に取締役会とベンガル政府との間で論争されていた状況の下では殊に、それに言及せざるをえなかったであろうし、ザミーンダーリー制がライヤーットワリー制に優越することを論証するか、あるいはザミーンダーリー制に欠陥があってもいったん公布したものを廃棄できない旨を断わらかした上で、論議を展開したであろう。シッソン報告書の限りでは少くとも、マンローの啓示を読みとることはできない。またシッソンがマンローシステムを熟知しつつもあえて言及を

避けたと解釈するのは、無理であろう。シッソン自身は格別重要な人物ではなかったとみえ、人名録などで閲歴を検討することはできなかったが、報告書から判断してかれが功利主義、ロマンティズムなどの思想から影響されたと判断することはできない。

(20) Letter from the Court of Directors to the Governor-General in Council, dated 15, Jan. 1819, *paras.* 25, 30, 41, 42, 73, 74 (S. P. i, pp. 354, 355, 357-358, 364.) この書簡は北西州の地租査定に関連して、土地調査の実施を促したものである。

七 カーヌーンゴー復活論

これまでみたような、コーンウォリスシステム破綻の認識にもとづくその修正要求とならんで、やはり同じ認識と行政的便宜の観点から、コーンウォリスシステムがまさに廃案したところの古制を、新たな装いの下に復元しようとする試みが、ベンガル政庁当局の内部から生じてきた。前節にも述べたカーヌーンゴーの復活がそれである。

カーヌーンゴー (*qanun-gu*, *kanun-go*) とは、周知のとおり、「法を語る者」を意味し、パルガナー (*parānah, pargana*) つまりいくつかの村落よりなる地域単位の土地・税務登記官をさす。カーヌーンゴーの制度はムガル朝期以前から存在したもののごとくであるが、税制上重要なのはかれらの記録・保管する土地・貢租関係諸台帳が当該地域における地租査定の資料として利用されたことであり、村落のパトワリー (*patwari*) とならんでその職を世襲によつて保有していた。⁽¹⁾ 植民地政府は当初はこれを存置して、ザミーンダールを抑制する方針であったが、効果があらなかったために廃止したものである。⁽²⁾

カーヌーンゴー復活を初めて唱えたのは税務局長事務扱の職にあったジョージ・ドウスウェル (G. Dowsell) であるが、かれは一八一一年十月十九日解任に際して、税務局の当面する行政処理の問題点若干を指摘する詳述書を發表し、その中でこの問題をとりあげた。かれは、土地財産 (*estates*) の分割ならびに滞納地租額決済のための土地財産の売却が、物件の状態に関する詳細な資料がないため非常に困難・不便を惹起していることを指摘し、これを克服するのに、カーヌーンゴーの復活とパトワリーのベナレスおよび受贈・征服領におけるごとき政府吏員化とを主張

したのである。⁽³⁾ ドウズウェルは同十六日付の詳述書において、永代定租制実施以後に開発された土地の地租の扱いに問題があることを指摘しているが、ここでかれが事改めてコーンウォリス⁽⁴⁾システムの原則から自分は逸脱するものでない旨を断っている所からみるならば、カーヌーンゴー復活論の動機もまた自らの経験に立脚したものであり、マロー⁽⁵⁾システムの直接的影響その他別個の原則的観点を導入したものとは認め難い。ドウズウェルのかかる提言は総督ヘースティングズ侯の容れる所となつたらしく、一八一四年十月二十一日付をもって官房長としてのかれの名で、カーヌーンゴー復活についての税務局ならびに受贈・征服諸県司政局 (Board of Commissioners) の意見が徴せられている。⁽⁶⁾

これに対して税務局のリチャード⁽⁷⁾ロック (Richard Locke) ・ヘンリー⁽⁸⁾コールブルック両名は、それぞれ詳述書をもって賛意を表明した。ここで注意を要するのは、かれらが一貫して強硬なコーンウォリス⁽⁹⁾システムの擁護者だつたことであり、従つてカーヌーンゴー復活についてもたんなる古制復帰や伝統依存の立場をとらなかつたことである。ロックは、決して明瞭とはいえないが、政府の地主・借地関係調整立法権を法的根拠として、つまりこの調整のための一施策として、パトワリー⁽¹⁰⁾の政府吏員化とカーヌーンゴー復活とを支持しているのであり、後者についても必ずしも無条件というのではなく、そのための財政支出が大きくならないことを必須としている。コールブルックは、カーヌーンゴー廃止をコーンウォリス⁽¹¹⁾システムの「根本的失策」と評し、その復活に賛成するのであるが、かれは古制は既に崩壊してしまつたという事実認識の上に、「しかもなおできるかぎり、古くからあつた諸規則に合致する固定した諸規則の再建」を、地主・借地人関係の調整のための、両者間の係争を条令によつて審理決裁するための、資料・準則を整える目的にかなうものとして位置づけるのであつて、古制はイギリス的統治方式の補助手段としての

意味しかもたない。⁽¹⁰⁾ いずれにせよ重要なのは、コーンウォリスシステムの完成をめざす立場からも、古制復帰の主張がなされうるのであり、その主張を生ぜしめる経験的基礎はコーンウォリスシステム自体の破綻、その集中的表現たるザミーンダールとライーヤットとの階級的矛盾の激化にあった、ということである。⁽¹¹⁾

本社取締役会は一八一三年一月二十九日付総督宛書簡をもって、受贈・征服領のカーヌーンゴー・パトワリー再組織を指示した。これはドウズウェル提案の翌々年である。取締役会がドウズウェル提案に言及してベンガル・ビハールのカーヌーンゴー復活を命令するのは、一四年十月二十八日付においてであり、この命令の到着以前において既に、ロック・コールブルックの詳述書が書かれていたのである。これは古制復帰を単にマンロー派の見解つまりロマンティシズムの古制尊重・伝統回帰論を、取締役会が容れたためとはみなしえないことの証明である。⁽¹²⁾

本社の指令にもとづいて、一八一七、一八、一九年にカーヌーンゴーの復活、パトワリーの再組織に関する条令が公布された。しかし二七年にはカーヌーンゴーは結局は無用であったことが明らかとなり、パトワリーも所期の効果を取めないまま十九世紀末に至る。⁽¹³⁾

〔註〕

(一) ムガル朝期のカーヌーンゴーについては、W. H. Moreland, *The Agrarian System of Moslem India*, London, 1929 (Repr. Allahabad, n. d.), pp. 19, 276 (Glossary); L. Habid, *The Agrarian System of Mughal India*, Bombay, etc., 1963, pp. 286—293. 又 植民地支配成立期のベンガル・ビハールのそれについては、Report on the Office of Kanungo by J. D. Paterson, May 18 th 1787 (Extract), in R. B.

Ramsbotham, *Studies in the Land Revenue History of Bengal*, 1769—1787, Oxford, 1926, pp. 162—197; N. K. Sinha, op cit., vol. 2, pp. 1, 6—7, 39—46, 267—268; B. B. Misra, *The Central Administration of the East India Company*, 1773—1834, Manchester, 1939, pp. 163—164. をそれぞれ参照。

カーヌーンゴーは通例国家税制機構上の官吏と説明されるが、その原

初形態について充分な考察はまだなされていない。私はこれが地方行政区画たるバルガナーなどの原初的性情ともつながりをもつと思うが、まだ成案には達していない。

(2) B. H. Baden-Powell, *op cit.*, vol. 1, p. 678; B. B. Misra, *op. cit.*, p. 165. ただし「ナレス」といゆる受贈・征服領 (Ceded and Conquered Provinces) とでは、カーヌーンゴーは機能しつづけており、植民地政府もこれを有用と認めて制度中に採用した。

(3) Extract Bengal Revenue Consultations, 22 Oct. 1811, Minute by G. Dowdeswell, dated 19 Oct. 1811, paras. 7-9 (S. P. I, pp. 170-171).

(4) *do.*, dated 16 Oct. 1811 (p. 172).

(5) かれはウェルズリー総督に重用された人物であり、受贈・征服諸県の地租査定についてもベンガル方式の採用を是としていた (B. B. Misra, *op cit.*, pp. 82, 213 n 2.)。

(6) Extract Bengal Revenue Consultations, 21 Oct. 1814, Letter from the Chief Secretary to the Board of Revenue, etc. paras. 7-8 (S. P. I, p. 366.)。地主・借地人間の土地係争処理のための資料となる記録の作成・保管が、カーヌーンゴー再設置を提案する前提とされてゐる。

(7) Extract Bengal Revenue Consultations, 12 Aug. 1815, Letter from the Board of Revenue to the Vice-President and Deputy Gover-

nor-General in Council, dated 13 Jun. 1815, Minute by Rd. Rocks, paras. 11-17 (S. P., i. pp. 376-377); Minute by Hy. Colebrooke (*do.*, pp. 378-381.)。

(8) たとえば、受贈・征服領でのザミーンダリー永代定租制実施の延期を求めたリチャード・コックス (Rd Cox) とヘンリー・セント・ジョージ・タッカー (Hy. St. Geo. Tucker) の報告 (S. P., i, pp. 6 ff.) に対するコルブルックの批判 (*Do.*, pp. 4 ff.) を参照せよ。ロックについては詳細を確かめえないが、本社取締役会がライヤー・トワリー支持の線を明確に示している時、総督府参事会・税務局はこれに反対し続けており、かれはそのメンバーであった。

(6) Minute by Rd. Rocks, *ibid.*, para. 17.

(10) かれは自分の提案になる一八二二年条令五号の欠を補うものとして、カーヌーンゴー復活を構想する。

(11) このように述べればおそらく直ちに、コーンウォリス・システムが「自由主義」とともに「保守主義」をも内包するのであり、従ってそれが古制復帰を求めるのはいわば論理必然的である、という批判がストウクスやピアスの結論を借りて出されるであろう。私は「伝統」の自壊を予知してこれを制度の枠外におく「保守」と、それを統治機構の基礎として修正しつつも繋留する「保守」とは、論理的に混同しがたいと考える。ドウズ・ウェルらの論議はいつてみれば前の「保守」から後の「保守」への転換である。かくみきたるならばわれわれは、

コーンウォリスシステム批判論の形成

マンローシステムの「保守」を軍人氣質のロマンチズムに結びつけるのが、在来社会の階級関係と植民地支配という二重の矛盾の中に政策を捉えようとしない、頗る非科学的方法であることを知る。それはさらに「保守主義」の概念構成の批判にまで行かねばならないであろう。

(22) Revenue Letter from the Court of Directors to the Governor-General-in-Council, dated 28. Oct. 1814, *paras.* 77—80 (S. R. i, pp. 166—

167). この書簡の *para.* 78. によると、取締役会がかねてカーヌーンゴー廃止に遺憾の意を表してきた、とのことであるが、私のてもとでは追認できない。注目すべきは、取締役会がカーヌーンゴー再設置の「権限を付与し (authorize)」たことであり、前後の経緯からみてもイニシアティヴがベンガル政庁側にあつたことは確実である。

(23) B. H. Baden-Powell, *op cit.*, vol. 1, pp. 678—680; B. B. Misra, *op cit.*, pp. 167—170. ただしいずれも小稿記述の経緯を問題としていない。

八　むすびにかえて

以上私は乏しい史料に依つてではあるが、ザミーンダーリー永代定租制に起因する十九世紀初期の社会的變動を瞥見し、その過程においてコーンウォリスシシステムの原則をおおはばに修正する要求が、行政・司法実務担当官の間から生じてきたことをみた。そしてそれらの要求は、いふなれば、マドラスにおけるマンローおよび後のパターナリズム・ロマンティシズムの立場の人びとの主張に、接近した内容をもつとともに、功利主義理論の導入によるペンテインクの改革をも予知する、内容をふくんでいた。これは十九世紀初期のベンガル・ビハールの実務官僚たちの行政史上の位置が、コーンウォリスシシステムとマンローシシステムやペンテインク改革との、いわば架橋地点にあることを示す。しかし同時に重要なことは、かかる事実をふまえるかぎり、十九世紀前半期における植民地支配政策の転換は、もはや思想的構図のみでは説明しえない——思想の函数として政策を把えるのは方法的に疑わしい、という点である。

たとえば、統治組織の最末端における司法警察権と行政権との統合——収税官・裁判官 (Collector-Magistrate) 制、土地調査による小農民土地所有の安定、という二つの改革案が、パターナリズム的な為政者による弱小農民保護論やロマンティシズム的な古制温存論によらず、権力分立に反対する功利主義政治学説、大土地所有制に反対し小土地所有の優越を説くその経済学説にもよらず、前述の実務官僚たちによる経験の批判を通して提出されていた、という史実が忘れられる。⁽¹⁾そしてさらにインド植民地政策形成における契機としての現地支配経験が没却される。

くり返し述べたことであるが、私は経験的契機を無視しては政策転換の説明は十全たりえないと考える。⁽²⁾そして殊にインド自体の史的過程に即して考える場合には、イギリス人実務官僚が経験した統治の困難の基底にあった、植民地支配と在来社会との矛盾の拡大、在来社会自体のうちにあった矛盾の新たな条件下における発展、という本質的な問題を欠落させるわけには行かない。それらの矛盾の実体は、過重な地租の賦課と私的土地所有権の設定とがもたらした、ザーミンダールとライーヤットとの間の階級闘争の激化であり、階級間の矛盾を緩和しつつ地租徴収を維持しようとする所に、農民保護策なりカーヌーンゴー復活なりの議論の登場する現実的基礎があったのである。本社取締役会がマンローの提言を容れてライーヤットワリー制支持に傾きジェームズミルを登用して功利主義理論の適用を許すに至った背景には、コーンウォリスシステムの破綻という経験的事実の認識があったとみるべきである。私の提言はなお未刊・既刊の公私文書による詳細な研究を要するとはいえ、支配経験の契機を閑却した植民地支配思想史研究が史実誤認の危険をはらむことは、既に明らかに思う。思想的には自から妥当する限界がある。

〔註〕

- (1) パターナリズム・ロマンティズムと功利主義との共有点として、エリック・ストウクス教授が挙げるのは、(一)収税官の司法・行政権兼帯、(二)慣習を尊重した法律の簡素化、(三)ライーヤットワリー制度支持、(四)地権の調査と記録、とに見出す(E. Stokes, *op. cit.*, p. 23.)。前者の立場からするコーンウォリスシステム批判論の骨子は、*ibid.*, pp. 7-22. を、後者の立場からするについては、*op. cit.*, pp. 60-61, 69-70, 87, 91-93, 116-118, 127, 131-133, 145-148. を参照した。参照。
- (2) 私の考えではマンローらの政策は完全にかねらの支配経験から割り出されたものであり、その点ではイギリス本国に発生の上壤を持つ功利主義等々と同列に扱えない。これはかれらの残した文献から明らかに指摘できる。この点の識別がないと、マンローの「自然」は「ワーズワースとロマン主義運動との『自然』」などという無意味な結論になる(Beaghole, *op. cit.*, p. 130.)。
- なお小稿では割愛したが、受贈・征服領でのザーミンダリー永代定租制不採用の主因も、コーンウォリスシステムの破綻の認識にあった。